	-
	_
	世長月光の
	Т
	-
	Ļ
	- 2
	- 1
	1
	3
	4
	•
	1
	V
	-
	3
	Ē
	Ĩ.
	書き見し
	(
	Е
	-
	7
	Т
	_
	•
	1
	1/
	1,
	1
	1
	,
	5
	5
	÷
	À
	4
	これ終名多第十岁月2
	-1
	٠.
	₹
	/
	г
	Þ
	,
	1
	5
	_
	-

第三章 交換分合 (第九十七条—第百十一条)	十六条の四)	の行う土地改良事業 (第九十六条の二―	の行う土地改良事業 (第九十五条―第九十六	協同組合等又は第三条に規定する資格を有	第九十四条の十)	国又は都道府県の行う土地改良事業(第八十五	地改良区連合(第七十七条—第八十	―第七十六条の十六)	第二目 認可地縁団体への組織変更(第七十六条の-	十六条の十)	第一目 一般社団法人への組織変更(第七十六条―笠	款 土地改良区	条—第七十五条)	改良区の地区変更、解散及び合併	関	一目 事業の施行 (第四十七条―第五十七	第三款 土地改良区の事業	地改良区の管理(第十六条―第四十六	款 土地改良区の設立 (第五条—第十五条	地改良区の行う土地改	二章 土地改良事	一章の二	第一章 総則(第一条—第四条)	目次	改 正 案	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)
分	六	の行う土地改良事業(第九十六条	の行う土地改良事業(第九十五	協同組合等	十四条の十)	国又は都道府県の行う土地改良事業(第	地改良区連合(第七十七		+_		第七		条—第七十六条)	第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併	第二目 権利関係の調整 (第五十八	第一目 事業の施行 (第四十七条―第五十七	地	土地改良区の管理(第十六条―第四十六	一款 土地改良区の設	節 土地改良区の行う土地改良	地改良事	第一章の二 土地	_	目次		(傍線部分は改正部分)

第 兀 章 条の二十八) 土 地 改良 事業団 体 連合会 (第 百 + 条 の 二 第百 +

補 則 (第百十二条 第百三十一 条)

第 第 五 章 監督 第百三十二条 第百三十六条の

五.

附第 章 罰則 (第百三十七条— 第百四十六条

第二十九条の二(決算関係書類)

略

2

3 該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合におい産省令で定めるものをいう。以下同じ。)の添付をもつて、当、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水よつては認識することができない方式で作られる記録であつてよいた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記 理事 は、 当該監事の意見書を添付したものとみなす。

略

4

第 五 款 土 地 改良区 0 組織 変更

目 般社団法人への組織 変更

組 織 変 更)

第七十六条 事 として農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。 の管理を行う土地改良区 況等を勘案して土地改良区がその管 業を併 た だし は せ行うもの 土地改良 そ 施 0 設管理土地 組 施設 織を変更し、 を除く。 (土地改良施設 く。以下「施設管理土地改良区」と(土地改良施設の管理以外の土地改 改良区 般 が 理を行うことが必要なも 社 行 の機 団法人になることがで 政 不服 能 審 查 規 模 法 0 利用の 規定に

> 第 兀 章 条の二十三 土 地改良事業団 体 連 合 会 (第百 + 一条の二―

第百

+

(第百十二条 第百三 十

第 第 五章 条

監補 割 (第百三十二条— (第百三十七条-第百四十五条 第百三十六条の 四

附第 七章

決算関係書類

第二十九条の二 略

2

3

、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水よつては認識することができない方式で作られる記録であつて録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に できる。この場合におい 産省令で定めるものをいう。 たものとみなす。)の添付をもつて、 前 項の監事の意見書に 当該監事の意見書の添付に代えることがいう。第百四十三条第九号において同じ報処理の用に供されるものとして農林水 て、 ついては、これに 理事は、 当該監事の意見書を添 記 載す × き事 項を記

4

(新設

(新設)

第七 十六条 削 除

でない。 よりされ た審 査 請 『求につき裁決をしていないとき は この 限 ŋ

組 織 変更 計 画 0 承認等)

第七 変更 け なければならない。 十六条の二 織変更計画を作成して 以 下この 目において「組織変更」 施設管理土地 改良区は、 総会の議決により という。 前 条の 規 定 をするには 0) 承認を受

2 らなければならない。 前項の議決をする場合には、 第三十三条に規定する議決によ

3 ては 画 の要領」と、 第 同条中「及び目的」とあるのは「項の総会の招集に対する第二十八 同条第一項中 「五日前」とあるの 、条の規・ 目的及び 定 は 0) 6 1 二週間前 適用につい

4 組織変更計画には、 とし、 同項ただし書の規定は、 次に掲げる事項を定めな 適用しない。 け れ ば ならない

号までに掲げる事項律第十一条第一項第 組 لح 織 いう。 変更 後 \mathcal{O} 0 般社団法人 般社団法人及び 号から第三号まで及び第五号から第七紀団法人及び一般財団法人に関する法に団法人(以下「組織変更後一般社団法

で定める事項 前号に掲げるもののほ か、 組織変更後一 般 社 寸 法 人 への定款

四三

イ 組 哉をすい、 匹 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、 四 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、 当該 イ又はロ に

の氏名 一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する監事設置組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財団法

口 関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査、素を写名「魚を図沿人が一般社団法人及び一般財団法

(新設

3 第七十六条の二第四項第六 十六条の二第四項第六 十六条の二第四項第六 りに従い、当該事項 目に、第七十六条の 目に、第七十六条の りに従い、当該事項 がに従い、当該事項	第七十六条の五 り、都道府県知事は、 一 組織変更の手続 一 組織変更の手続 一 組織変更の手続 の	成 こ こ こ こ こ こ こ に こ に に に に に に に に に に に に に
変更後一般社団法人の社員となる。 変更後一般社団法人の社員となる。 変更後一般社団法人の社員となる。 実可に係る定款の変更をしたものとみなす。 事項に係る定款の変更をしたものとみなす。 事項に係る定款の変更をしたものとみなす。 事項に係る定款の変更をしたものとみなす。 本記管理土地改良区の組合員等は、効力発生 の定 の記でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	会して第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗をもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗	

(新設)

(新設)

4 組織変更の効力発生日については、会社法(平成十七年法律する。

(組織変更の登記)

2 第七十六条の七 れば とができない。 政令で定めるところにより、 前 項の規定により登記を必要とする事項 これをも 施設 つて第三者 管理土地改良区が (組合員等を除く。 登記をしなければならない 組織 は、 変更 をし 登 に対抗するこ 記 0) たとき 後でなけ とは、

(新設)

組織変更事項を記載した書面の備置き等)

ればならない。
記録を、効力発生日から六月間、主たる事務所に備え置かなけ組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的び第七十六条の四に規定する手続の経過、効力発生日その他の第七十六条の八 組織変更後一般社団法人は、第七十六条の三及

2 これを拒んではならない。 おいては、 寸 後 法人に対し次に掲げる請求をすることが 般社団法人の業務時間内は、 織変更後 組織変更後一般社団法人は、 般 社団法人の社員及び債権 い つでも、 正当な理由 できる。 者 は、 組織変更 当該 Lがない こ の 後一 組 場合に 織 般変社更 0)

前項の書面の閲覧の請求

一 前項の書面の謄写とま少なので十

る方法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定め二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

請求又はその事項を記載した書面の交付の請求組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの可 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて

(新設)

は、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を織変更(以下この目において「組織変更」という。)をするに第七十六条の十二 施設管理土地改良区は、前条の規定による組(組織変更計画の承認等)	求につき裁決をしていないときは、この限りでない。	第二目 認可地縁団体への組織変更 要な事項は、政令で定める。 (政令への委任)	この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条(第六号に係る第八百三十四条)。	定めた費用を支払わなければならない。は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の3 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第二号又
新設)	(新 設)	(新設)	(新 設)	
		(新 設)		

2 受けなければならない。 組織変更計画には、 次に掲げる事項を定

8

な

け

れ

ば

ならない

組 織 変更後認可地縁団体の構成員いう。)の規約で定める事項変更後の認可地縁団体(以下 組 織 変更 後 認 可 地 縁 団

치죄삐티그 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住 所

組織 組織変更がその効力を生ずべき日 変更後認可地縁団体に監事を置くときは、 監 事 の 氏 名

その他農林水産省令・総務省令で定める事 項

組 織変更の認 可

第七 力を生じない。 るところにより、 十六条の十三 都道府県知事の認可を受けなけれ 組 織 変更は、 農林水産省令・総務 省に、その効

2 更計 準に適合していると認めるときは、 合において、 はい 都道府県知事 部とする市町村の長の同意を得なければならない 画 当該組織変更後認可地縁団体の区域をその に 定められた組織変更後認可地縁団 いると認めるときは、同意をしなければならない当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基 は、 前 項の 認可をしようとするとき 体に 関 区域の はする事 は、 この場 全部又 項につ 組 織変

第二項第 組織 変更 一号から第三号までに掲げる要件に 後 認可 地縁団体が、 地方自: 治 法 第二 該当しているこ 百 六 + -条の二

して、 が定められていること。 組織 地方自治法第二百 変更計画において、 六十条の二第三項各号に掲げる事項、前条第二項第一号に掲げる事項と

3 い。した市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならなした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならな

(新設

から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の八項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第二項第七十六条の十六 第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三(準用規定)	とみなす。 (組織変更後認可地縁団体の構成員となることができない 等で、組織変更後認可地縁団体の構成員となることができない 等の脱退) とみなす。	4 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用については、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十二第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び次条において「効力発生日のいずれか遅い日(以下この条及び次条において「効力発生日」という。)に、認可地縁団体となる。 1 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規定の適用についての定めに従い、当該市項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の構成員となる。 1 に、第七十六条の十二第二項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更を認可地縁団体の構成員となる。
(新	(新	(新
設)	設)	設)

省令 第 項 あ 第 る 五. ら第七 え は は 0) 0) 款 第 第 第 第 は と 項 場 る 一合に あ 七 政 項 第 \mathcal{O} + 「第 令で 章 十六 目 中 る は 号 条 第 七 \mathcal{O} お 定め 十六 条の と読み替えるも 前 は 及 第 0 1 て、 節 び 七 +項 「農林水 条の ぇ 第五款第 第七十六 + とあ 第七 で 十三 第 条 0 産 り、 十六 規 \mathcal{O} 任省令 条の 項」 + 第 定 目 条 0) 及 は 項」 の 二 とするほ び 第 と • 八 とあ 同 総 組 第 と、 条第三 二項 第二 項 務省令」 同 織 るの 条第三 \mathcal{O} 変 第七 項 カゝ 第 更 に 項 中 は ٢, + 中 뭉 項 必 0 要な技 第二 中 第 中 前 六 V 第一 第七 条 項 7 七 章 0 農 + 第 準 項」と 項」 術 第 六 لح 用 六 条の 的 第 項 あ す 読 節 四

六 款 土地 改 良区 連 合

更 0 禁 止

は

組

織

変

第 (合併又) 条 0 地 改良 区 連合は、 合 併 又 は 組 織 変 更をすること が

一限事業 〜る業計 二第一 条第一 る。)を行うことが \mathcal{O} 画 兀 (第二 第項一、 を 定 項 条 めの項第 第 て次に掲げる要件のいずれにも適合規定により行う土地改良事業のほかの規定による申請によつて行う土地八十五条の三第一項若しくは第六項本道府県は、第八十五条第一項、 て 規 の人 二項 第 できる。 号 から 第 三号 ま で 又 は か、改項ス 第 合 ゴする土 改又第 七 号 土良は八 0 地 事 第十 事業改良事業に良事業の

五. 略

2 知 事 前 ずは、あられ 水 す る 産 改 場 省 良 一合に 令 事 業 かに で は、計 定 じょ 計め、 X り その各土は るときに 土地改良事業に係る計画の概要(二以上の土地改良事業を水産省令で定めるところにた良事業計画を定めるには、籾 あ 1 7 は 全 体 構 成 及 び 概 を よ都 り、道の 要併 れ 多のでして 府 当県

第 Ŧī. 款 地 改 良 区 連

合

禁 上)

第 代十三条(合併のな 土地 改 良 区 連 合 は、 合 併 をすることが できな

ことが 事業前条 八 の第十 第一 兀 画 七 (第二条第 第項条一、の できる。 を定めて 項 の規定を規定を 次に 項 より行う土地改良事でより行う土地改良事でよって/ ・三第一り · 掲 げ ょ に 第 条 府 よの県 号 三は 又 - 項若しくは第六 - 項若しくは第六 - 項若しくは第六 - 項若しくは第六 は 第 第 二号の事業に限る。いずれにも適合すいまか、 か、土地改良な、第八 ゴする土 る。 地 事第十

5 五. 略

2 六 施 該 知 項 行 土 事 前 土地改良事業の計事は、あらかじぬ間項の規定により する場合に お 1 て同 は、計 ľ めり 、土 計 その各 画 に の農地 0 概林改 土地(水良 工地改良事業に係る計画の概要(二以上の土地改良事業を水産省令で定めるところによ 事業計 て、 農 地 画を 中 間 定 管 8 るに 理 機 は、 構 業を併 の概 \mathcal{O} 同 ょ [意を得 *b*, 要。 道 せて 府 当 第

ば等 る らな と 方法 のに 改 V) 良 ` う。 V) 等 限 事 その る。 業に について、豊の他必要な事項 ょ が ŋ ある場合には 生 一ずる土 農地中間管理機構の,項(第六項において 地 改 その 良 施 土 設 地 (農 改 良 林 同 事 施 水 意を得 設 産 業 に 省 (係る予 令 なけ で 定 れ要定め

3 (5 (略)

6 あ定 定地施大に指 ではいる地域内の指定 臣 つて 方 知 行 あ 定 (その る者 る者 する つて 法 事 ずは、あ現の規 は 等 がこの とし は、 が設 者 士: その の管理者として土地改良区その他農林)地域内に土地改良施設がある場合におたする者)と協議するとともに、その土、関係市町村長及び当該土地改良区そ をそ あ 地 て、 らかに 改良 るとき 者の 項の 0 土 【事業により生ずる土地改良 ľ 現 ょ 一地改良 り土 規定による協議を受けた場合を め、 意見を聴かなければなら に存する土地 (当該 村長及び当該 事 地 施設 業計 土地改 改 良 事 0 画 管 良区 改 概 業 要計 理 良 その 者 区 とする旨 そ にを 0) 他 つ定 ない。 施 農 他 いめ お土そい地の て、 林 農 設 る 水 を 林 に 水 6

7

七施 条の

条第 八 的 安 する第二条第二 全 強 性の ħ 用 < 条 L が 排 土なの場 向 な カコ 水 や四合か 規 規 施 上 Vì を図るため 定する脆弱 靱 定 設 化な男人 する資格を有 当 0 有し 項 が 該 本法生工 第一 明 事 業の 生活 7 6 号急性(平のか)を表れ い カ る本 な 施 の土地改良事業が一の結果、地で農業用用地では、 行 ŧ 5 する者 に 0 来 前 とし 0) 係 条 成良事業 一五年法律等 一五年法律等 一五年法律等 機 0 る 7 権 地 能 政 利 域 0) 水施設で震又は 令 又 内 維 第の定 は に 持 で 定 を 九防す 利 あ の変更に発生しているもの 8 益 図 る 変 図ることを目の変更に係る農の変更を内容 第九十五号)第九十五号)第九十五日ののほか を侵 る要 土 地 区害する 件 に

> な け れ ば ならな

3 5 5

改良施設の管理者とて、関係市町村長とて、関係市町村長とりの場合によるの地域内に土地の場合によるのができます。 する者があるときに 長と協 者として土地 じ あ め、 ŋ 土 0 改議 良 て するとともに、 施 該 改 は 改設 土 良 、その者の意見を聴かなけれ改良区その他農林水産大臣の設がある場合において、そのとともに、その土地改良事業上地改良事業の計画の概要に 事 業 計 画 を 定 8 る に は け臣それのの 業に都 ば指土のつ道 な定地施い府

7

第 合には、 `八 業を行うことが 条第五号に規定 条第二項第一号の上を図るため急速 する国土強靱 +強 くし 七施 条の ・ 国第 7 日 第 7 なやかい場合) (する脆) 都道 で 化な第 き 基 玉 八 府 土に地農 本 民 県 地 弱 法 生 五 業用 改 性 (平の 活 は 良 評 カュ 価成実 用 緊 事 5 事業を行う必一 が非水施設の 急耐 \mathcal{O} 現前 水結果 十を五図 条 震工 ま 木、地震に対対なでに規定、 はでに規定、 事 要があると認める 変更 計 画 九十段でする 対 を を す 定 内 容とする祭子五号)第4 め • ŧ て 減の そ 災の のると、等にのある。

と又合 がは る き ŧ 府 0 に 県 は限 る。 急防 を 行う必 災 工 事 計 要 画が を あ 定 る \Diamond لح て 認 そ 8 のる 事場 業 合 をに 行は う こ国

2 定 方土地営排水及 臣 す 地 改 + 水 産 び 前 る 当 あ 等 改 良地施 省 又 って 者 کے 令 該 はの 良 事改設 し を 事 業 良 に で 土 都 規 業に は 事係 定 地 道 定 \mathcal{O} あ業 る め改府に つてあ その 予 る 農 現 ょ 良県よ 業 E る ŧ 定 事 知り 者と 用 変 は 存 つ管 業 事 緊 \mathcal{O} は急 する ては 用 更 関 に 理 協 排 後 係 方 限 ょ 防 水土 の市 関 る。 法 る あ災 議 施地農町係都 等 SI 更 そ か事 けの じ計 れ管 め画 ば理 を な者の水議 知 要 場 業 そ 定 ならない。 他農林水 が 他農林水 と都にそ水防 は 事 林 ると指理の土国用林画産 2

3 4

変 更

第

第に併業改に要によ及業一係せの良はな係りび、 五. 八 係 りび 又十計 \mathcal{O} 良はな 条 部 る行第第のは八画 施画 業あ分地 う八 八四都条の 土十十第 土行の計らを域 道 概画か変そ地 地す 七七 一府 じ更の改条条項 改る 要の 県 林等 め、 L 他良ののの 良場 場合に でその 良場 変 営 水 更 三二 る 土 事 規 土産 申 の農 又 業 定 地大 地 場林は改を一 は、 改臣 変 合 水 土 良除項項 更 ょ 良 又 地 基 町そ 事 < 後 に産 又の る事は 村のにあ省改業 は規申業都 \smile 第定請に前の方面に対している。 各おつ令 良計 土いての事画に て 申地て計改二 は定業のつ十 ょ 基町県 き七りづ村知、条行い特事 う農 そめを農 事良以のる廃林 条行い特事 ところ ところ 業事 用 止水土のうて別は し産地四同行申、 業の更 地 ょ 省改第項 第の う請国 う令良 第農事営 八 う地のに __ で事項 十ち改土 ょ لح 一用 業土 定業の号地 五そ 良 地 りす 地 条の 事 改 る めの規の造第改 の変業良土場 る施定事成八良 四更を事地合重行に業事十事

> き定方 土地営排水及大 でする者 に 法地改土水産 てド 臣前 あ 改良地施 省 当 又項 つて とし 令該はの 良 事改設 らをその 事業に 業 良に で 土都 は、 て、 に 事係定地 定 あ業つに る \Diamond 改府 そ 農 現 予 る ょ 良 0 業 に る て あ定 £ 事 知 ŋ 用存 変 は 管 者 0 \mathcal{O} 業 事 緊 用 更 関 て理 لح す にに は急 る 後 協排 係 は 方 限 ょ 耐 る。 土 \mathcal{O} 市関 水 法 る 議 あ震 農 地 町 係 等 施 L ら \perp な設改 業 更 村都 そ カュ 事 良 用 道のが後 け \mathcal{O} 長 ľ 計 لح れ管 区 用 府他あ \mathcal{O} 画 そ 排協 ば理 県 る 必 を はならない。理者とする旨ない。かれ施設に係る場所を 知 要場 業そ 定 事な合用の 8 ٤, 事に 用 緊 る 項は排急 都にそ 水耐 は を産るも つの施震 道 定大予ににいた。 て、 臣 県 \Diamond 定 業 事 林 ると そ 営 用農計 の管 水 指理の土国用林画産

4

画

 \mathcal{O}

変

3

によ及業 第に併業改に要 五業八 の良はな係 せ り てド 条又十計 7 部る行第第のは 八 各施 業あ分地 う 八八四都条 土行の計 らを域 土 十十第道 す概画か変 そ 地 七七 府 定 る じ更の改条条項県林 要 \mathcal{O} Ĺ 変 め、 ののの 営水 ょ 良 他良 る 合 土 =規 更 事 土産 のの農 業 に 又 地 業第第 地 定 大 場林は改 を は 変 に 改臣 更 合 水土良除項項 ょ 良 又 < 基 後 産 地 又の る 町そ 事 事 は に あ省改業 は規申 \mathcal{O} 業都 \smile 良 各お 令 計 第定請 9 道 画に八にに 市府 ての 事 て 別 土 11 +よ基町県 申 2 き 七 り づ村知 う 請改 良以の 条行い特事 業事 7 用 止水土の う 別は 業の 産地四同行申 よ省改第う令良一 第の 項 う 請国 八 う 第 農事営 一用業土 5 事 項 そ りす 定業の号地 五. 良 地 地 事 改 る めの規の造第改 条の 業良土場 る施定事成八良 の変 四更 を事地合重行に業事十事

5 一なしで地い令止更全計 土十十 て、 定 後 改る での め良場 定場の構の ば次る事合め合 予成概 定 要 事 各項には事め理 及 及 つ理びび を一 以下このなりては廃止しては廃止し 方法 いの以 予農除項項 一定管理方法性 は廃止する旨 は廃止する旨 の名土地改良 での名称、一 での名称、一 区 又の 分に は規 第 定 ょ に人に り つ十 良の旨必等を事を き七条 1) そ い廃事土 要 を 定 条 行 て止業地廃な変同のの改止事更 れ めそ \mathcal{O} う ぞ るの四同 ک れ各号 (1) 理由そ う事理を 変第項 を、 そそ業由 を の の を そ 土 要 、 他 廃 併 の 地 が に あのの号 他廃併の地が 掲 つ土規の げそ農止せ他改あて 地 るれ林にて農良るは改に業 同ぞ水係施林事 لح 変 良 意を当まれる。
意を書きたる。
意を書きたる。
意を書きたる。
意を書きたる。
を表して、
ののでは、
のの 事りび 行 第

・二はんばん 6 略

2

7 、改事あ管及変め更き そ良項つ理び更、又、農 つ理び更 るそ良項 めしそ域変そ 可以たなの(更のそ廃等官台小地の良大は地い施そ後他れ止そ理に産改良事業 は地いたのの農ぞすの方あ省良事業 更のそ廃等管合水地改産略 土林れ示旨必等ての 変 事業又 又 係 更 の業計は はな るに改産し 要をは定の画都 その て、 る ょ 良大事臣 廃な 変 め廃の道 地 な事項を、土地改良恵をの変更後の土地改良をしようとする場の土地改良をしまり、土地改良の農林水産省令で定めるところにより、土地の農林水産省令で定める。 ŋ 止事更 止地域 そ 業の当の項す 係を該の計指該理を、 指該理を、 を当施画定変由、必 土のし行にす 地変なに係る 更そ 又 地 変 又の地が土 は改更い係る者は他改あ地 る土の廃農良る改 地 意 止 林 事 と良 良後 良 地地意止林事 土場め村 事の と域改見に水業き事地合る特 業そ す ののなの良をつ産のは業改に重別 一事聴き省廃変の良は要申 る と部業 < 令 止 更計事 な請 きがの と関での後画業あ部事 に

> その現は法定林除項項 下こそ各に廃 分 等 管 水 又の にのの土 理 止そ は規 産 条名地以すの ょ 方 省 第 定 りに称改上る他 法 令に八 良の旨必 お 等 で つ十 ょ そい廃事土 要 を定き七 ŋ れて止業地廃な 変 8 条 行 ぞ同のの改止事更 るそ \mathcal{O} う う良の項すち事理をる れじ理 との四同 由 き 変 第 各 項 そ そ 業由 必に 更 号 こで を の を 併 の を 代 の 廃 併 の 土 要 あ後項 他廃併の地がつのの号 掲 げそ農止せ他改あて 土規の るれ林に て農 良るは地 定事 同ぞ水係施林事 変改に業 意れ産る行水業き 更 良 よ及 を公省各し産のの場合とは変 後 事 りび 変の 業 行 第 なしで地い令止更全計 う 八

2

5

つ理び変め更て方予更、又 該後るそ良当の地の区 項 を、 農 6 は法定の農は土林 域 変 そ なの 更のそ廃 等 管場林土地水 (更のそ廃等管場林土地水そ後他れ止そ理合水地改産 . 地域) 施行に . のの農ぞすの方に産変土林れる他法あ省 行 更地水示旨必等 2 令事業又 係 はなるに改産 要をての業計は L て廃な変は定の画都の意 る地 ょ 良 大 本事項を、土地改良 な更する必要がある。 なの変更後の土地改 での変更後の土地改 をしようとする場へ なところにより、十 なところにより、十 なところにより、十 で定める 事 臣 止事更そ 地域り 域にそ業の当の項すのる止農府 吸にて木ンコ 理を を 該の計 指 該 理 を 、 当 施 変 由 る 画 定 土の 更そ に す 行 る 又の地がのに 変 な に 係 改更い係 る者は他改あ 土の廃農良る地地意止林事と改 ことと 良 後 る 事 地地意止林事 域改見に水業き良 す ののなの良をつ産のは事 地合る特 施施 る 事聴き省廃 変 業 改に 重 別 る 良は要申 と部業 < 令止更計 行 行 ににきがのと関での後画係係はそ施と係定場のの 業あ部事 の行も土め 合 予 概 る 計ら分業 地地そ 変にに地るに定要画かのに 改事あ管及のじ変つ 域域の更係

(を市て な村同 けの意 ば部得 な又 らはか な一つ い部 を国 そ営 の土 区地 域改 に良 含事 む業 全に てあ のつ 都て 道は 府 県 のれ 同ら 意の

16 8

ぞすの方省には変場林は改地 <u>つ</u> (れる他法 令 合水土良改都15得町の き、 略しい等を そ で 後 に産地事良道 要 を のに あ省改業事府へ L 定 て廃な 廃な事更 そ \otimes 各お つ令良計業県略れ全を で事画に知 るときに \mathcal{O} 土い て 農の項す は定業のつ事 変 地 て 地理を、必 更改 後 良 以 世代の地で あ 事 上 \mathcal{O} 土 業 \mathcal{O} 0 理他改あ て 地 土 \mathcal{O} 理機構の同意な心農林水産省へ以良事業の廃止のるときは変更 の土地改良事業の施行により、土地改良事業の施行をする場合で定めるまる。 改 う 地 は っちそ 変更 良 改 事 良 業 後 \mathcal{O} 事 変 \mathcal{O} \mathcal{O} 業 を得ない。 全計 更 事地合重行一 を に 体 併 業改に要に項 画 の良はな係の別事、部る規 構 の係 せ けめるに定 成要 る 計事 部る規 T 要 各 画業あ分地定 施 ば事あ管 及及 土行 の計らを域に な項つ理 び び地 概画か変そよ す いた、 を、 に な に た に は 方 予農改る 要のじ更のり (変 めし他行 そ更、 土う のの農又地土 16 8

第るあ議項行は第まの項 二及第 九旨る又のに 七で 、のは規係新項の第び十 中廃は意定るた中規八第六 「定を及 定項互項の 見に地に の変のよ域変 理更聴ると更め準び、場 由後取協す 改 後 て用第第合 るの第す九八に その 議 産良土は第業の合八項第 省事地「八計地に十か六 令業改次十画域お七ら項 での良条七にをい条第及 て、三項第 定計事第条係定 三項第 め画業六のるめ あ るのの項ニ 土る第第ま七 る 事概計の第地に五四で項 は項要 画規八改は条項 又の定項良 第か第第 とは概に中事と六ら八八 更 よ「業あ項第十条 廃 要 後 同止と協 六施の の項条二

> (得町の けの意 らはか な一つ、 い部 を国 そ 営 の土 区 地 域改 に 良 含 事 む業 全に てあ のつ 都て 道は 府 県 のれ 同ら 意の

> > を市

理他改合水土良改都15な村同 機農良に産地事良道 . . . を 得 な i 構本業の令良計に知る。 同産の 意省廃は定業のつ事 めを農き、 を令止そ でののる廃林 と上水土第 な定場変 けめ合更 れるに後ろよ省改十 ば事あのにう令 良七 土よど な項つ で事条 て地 かって ままの こ て は 改 、 る め の 三 らを な ぞす業改に 要に項 れるの良はな係の 示旨計事 部る規 画業あ分地定 L て廃の計らを域に、止概画か変そよ 止概画か変そよ 農の要のじ更のり 地理を変めし他行中由、更、土う 間そ土の農又地土

管の地場林は改地

18 17

18 17

第るあ議項行は第まの項 二及第 九旨る又のに「 七で のは規係新項の第び十 中廃は意定るた中規八第六「止」見に地に「定項三項 の変のよ域変含を及び、場の理更聴ると更め準び、場 理更聴ると 協議るの第 由後取協 て用第第合 す九八に 良 その の当と、 に土垣とは地項 る項上は、 並七 ` 他該 一改のこび条第 土 **一あ** 林地当ると良一のに第五水改該の、事定場第五条 土は第業の合八項第 産 良 省事地「八計地に十か六 令業改次十画域お七ら項 の良条七にをい条第及 で 定計事第条係定ての十び 三項第 め画業六のるめ るのの項 土る第第ま七 るのの場 - エンデルで項事概計の第地に五四で項 画規八改は条項 又の定項良 第か第第 は概に中事 لح 六ら八八 要よ「業あ項第十条ある及六七第 更 廃 要 後同止 条すと協六施のび項条二

一内と有又を「 項農すすは行事 の用るる土う業 定とは必に後良以の 十土と 七項でする あ 事 廃 要 \mathcal{O} 上 つて 業 の更 止が 土 水改 た及規めて定 定 は防十場 す の土後 良 あ 地 上地改良事業 る るとき は 改 事 8 \mathcal{O} 第三によ 当、 変更 業に る 良 土 る令 十改事の除 同を土 事 地 き」 は 条 廃 地項 り同は あ内項改は定計 廃 後 業 改 心改良事 第六 行 変 0 変 業 良 止 \mathcal{O} 全体 更に へを 併 لح 更 \mathcal{O} 計 規事対 事 るの 理後の あ 業 項 画 に係る各土地改良東併せて施行する場合 起とする同じとにより行う .; 構 にの る 中場 \mathcal{O} \mathcal{O} 日その他界 成 概 よ施第 \mathcal{O} 計 又 事 り行 要 は 画 及 及 業 \mathcal{O} 定定 えるもったる。 事項う業の「 び 農理 び 概 計 係の第止 方 予 農 林 要 画 る規八す ると 定管 と地定十る 水 法 林 概 (そ 水産省令の 事業に 要 事画地止事そ行定あ域に 水 業に ス業を域に業の地にる 条は施定内係施農域よの き 理 産 \mathcal{O} 等 を には、 方 りの廃 (農 省 変 の変 法 で他 **つ** 更 لح 第そ行め農 る行地内るは更 令 止 十の地る用事地中農土「六要域場地業域間用地そ 林 等 きそ あ う第の 定必 で 後 す \Diamond 要 を 定 0) 12 る 水 の項請農に農 る な 変 \otimes そ 各 お 施内管地改の 産 るとき更しま とし、 事 更 省 事 V 令で てニ とに良っての す 項項 び係用そ第る地 業 よ事対他

「事業施行地域内内農用地」と、同内農用地」と、同内農用地」と、同内農用地」と、同内農用地」と 十七項とせる える旨、 項の及規 良 めに第に 廃は とする。 地第土 止 る 同を 土 \mathcal{O} 土地改良事業一項」とある 理 更 条 廃 業あ内項改は定計 そるをの思 由後 止 改 行条 あをる農 の良 め画 第 規 そ す う \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る 土 当 項 Ŧī. 土の止は地 定 概 中場 他該 業る地項地はす لح にの 要 \neg 農林 合 計の改中改「べ新 する よ施第 土 又 良を事の た 地 画は 良 り は 水産 「ササリス に同項のと、業 施のに計行廃に、 地口に対しています。 これに対しています。 これには、 これにはいます。 これにはいまり。 これにはいまり、 これにはいまり。 これにはいまりにはいまりにはいまり。 これにはいまり。 これにはいまり。 これにはいまりにはいまり。 これにはいまり。 これにはいまりにはいまり。 これにはいまり。 これにはいまり。 事 に 該は 事 同行 改 を 項 変 う 係の第 良 土 止 省令で定 事 第 更 る 規八す 地 業の 八 改 地 定 十 画 事 良 十 に七 域 又業 計 を 八 に 業の地にる 事 条は施定内係施農域よるは施定の係る行地内のは 8 ŋ 画 業 の廃 る行地内るは事地中農土「 第十 る \mathcal{O} \mathcal{O} 止 の地る 用 事 概 計 す 第の 要域場 項 要 地業域間用地そ る 土四理 画 3ことに 地改良事 項中「対 内合 又の 項 請 と 施内管地改の 農にす は概 及に 行農理 と良 し事業 び係用はる地用権 要 第域地を 第 る地

又急 項 は耐 中 及 第 土震 び 八地工 第 十改事の 0 七良計四 緊項条事画第 の第業の 五を農項 規 耐 定項廃林の 震 をか止水規 \perp 準らす産定 事 用第る省に 計 す十場 画 令 ょ 及る項合 で ŋ ま び に定行 こで 当 はめ う 該の並 る土 場び第重地 土 合に 八要改 条な良 改 に第 お八第 部事 良 事 い十 分 て七項を 条及変 0 よ同のび更

19

八

条を

<

緊第

土災七合

画第

産定み

替

る

工

七良計四

業の

このには、このには、このと

場び第重地す

分業

合に八要改

に第条な良

お八第部事

て、条及なに

よ同のび更き

条及変つ

い十二

八地

条 事

項

工

事

画

及

び

当

該

土

の並

とる由の事法る 予 \mathcal{O} そ 計 は \mathcal{O} 定 画 が 他 管 後 及の 定めるとき(農林水産 えるもの 理 び他 あの 方 予 必 る農 法 定 要 るとき(農林水産省令で定める場合を除く。)」 「一次ででである事項」と、「定めるとき」とあい産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあた管理方法等を変更する必要があるときは変更後をな事項」とあるのは「変更後のその緊急防災工場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方 公等その 管理 な 合に 用 とする。

20

道

県

営

土

業

金

第 地がも 三を 営 九 できる。 受ける者 土 十都 地 ___ 改条府 定する資格を有する 良 1でその た 地 都 事 ただし、 方自 っつい 業 道 (府地市県改 府 地 こ、第八十七条の三第一項の規定により行う土 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二百二十四条の分担金を徴収すること 日治法第二十四条の分担金を徴収すること ては、 治 事 業町村、東 その 分の分の分 分担 定 担 金を徴収 L ないも 0 とする。 第

2 5 6

五 地 条 改 0) 変 更

九

2 第 う地のよをは係 り申 土 る 前 請 地 地 項 改良事がなり、 事 そ者のは二事 へを 併 は、 業 良 業 他 、を廃 農土(麻林地略 せ の事 計画 る 計業 水産良 計 ら止 施行する場合には、そ画の概要(その変更後計画の変更の場合にあらかじめ、農林水産省止しようとする場合に 座省令で定める事業計画に 地 改 良 業 めに る に 2 が産省令においき土地 つ その各であって き、 そ でい部改 土いは、地て、 て、 分を事 0) 定 地改良 変 め

> る変 とる由の事法る ∪読み替えるもののは「定める」田その他農林水平 予定 計 画 更 及び他 のが後 管理方法 「定めるとき(農林水産 あの 予定管理 る農 :水産省: 業 等そ な合用 とする。 理 用 百令で定める事での他必要な事で が項」とある。 とある との 農場 方 法 等 を 変 る 業 省 更 の用 令で定める場合を全、。 項」と、「定めるとき」とあ | す項又は廃止する旨、廃止の理 令 項項 する必要があるときは は用 林 排 水 「変更後 水施 産 省 設 令 に \mathcal{O} で その 係 定 る 8 緊急 予 る 定も 耐 管 \mathcal{O} 震 理に 工方限

略

都

道

県

営

事

業

0

分

担

金

20

ものから、地ち1、三条に規定する資格を を受ける者でその営土地改良事業 二も三十の条 分条 九 担の + -四条の分担金ないから、地方自治 三第 金を徴 改良事業 条府 項 都 の規・ 道 土 な (府地市県改 を治法 いも 定 により行う土地改良事業について を業町は良 徴収することができる。たが、でするものその他農林水平を有するものその他農林水平を有するもののの他農林水平を有するもののの他農林水平である。 のとする。 特 政 令 \mathcal{O} 定 \otimes るところに 他農林水 法律第六 ただし、 ある土に + 産 ょ 全省令でき り、 七 号) ょ 第 は、 つ都 八十 第二 つき利府 定 める そ 七百 第益県

2 5 6

九~ <u>+</u> ± 五 地 条 改 の上事 事業 0 変

第

2 のよ をは係 土 り申土 る 前 請地地項 改良事業を感じするの者は、土地での者は、土地での 土地改立 事 改土 業を併え 変更に は、 良 \mathcal{O} 事 係 せ の事を農士へ計業あ廃林地略 て る 各 計 ら止水改 画 産 土 行の 画 かし 良 2する場 じ ようとする 地 概 \mathcal{O} 省 事 変 め、 令 改 要 で 良 更 (そ 計 の農林 合 定 事 画 に 0 業 場 \Diamond に 水産省令におり 一合に は変 る 9 更 き土 重 その各一 あ におおい き って 地 その で い部 改 土地改良まれて二以上 て、 分を事 定 ためるところに 、同項の認可 ルを変更し、又 変 更 業 後 \mathcal{O} 変 事 上 0 施 業の土後 \pm 行 又に

な会全地の改廃含当なのの良場(更公ら又て域う良止めしる一土事合そ後告なはの)ち事にたなも部地業にののし 更公理ち事あ更は改 \mathcal{O} を て 地はなるとは変更 て、 そ 係 業 土 並 廃併 は規 ・ことと がその事き 更 地 のにの をる域 び止 せ 0 その変更後のなられる。その変更後のま、その変更 3土地改 その あ廃併 後改 土に 中同 に て そ せて K 間 る止 る 良 地 規 係 画 を更後 各土 いる各土 他必要 土 な に 改 お事改約 行 0 地 施 土 る 係 良 ・ 地改良事業 いて二以上 以上 い業 良 を L 必 成 地地域、 変 て る 行 事 要 事 、その ·業 の 各 に、 更 かつ 業 更 な 地 11 及 及 L も その その を その も てい 土 計 後 す 改 る び 事 び び る 上係画 場 地 施 あ \mathcal{O} 良 廃 項 規 のその一点の変形を変形を変形を変形を表示の主意を変形を表示のできません。 農業協! 農業協同の変更になる場合に係る場合に係る場合に係る場合には、 業の 改良場 合止にの 0 約林 て 水 がに 係更施うも改 るに行ち改 るに行ちか は、 は理 土 産 0 由地 (につき、 ない) は、そのをは、そのをの施は、そのをの施は、そのをの施は、そのをがあるになった。 は、そのをは、そのをは、そのをは、そのをは、そのをは、そのをは、そのも、そのも、そのも、そのも、そのも、 よにそ良良場の事事合 き、 そ (の現 総組項 る 改 す 合に場 良 会 で 各に土二 そ 0) 掲 る変 業 業にき 事 定 農げ つ該の地更 をの あはの あ行い当施域に併施ったでした。 各に 業 るそ 名地以の 決 つ変 っに てし行 係せ行 て更称改 の土 利施地以て係はなに内 を行改上はる、い係へ る各土 は後及良の止 経同 てに 組を行改上は、 る い係 $\widehat{\mathcal{L}}$ 施係 のび事 土の 0

事 業 0 変 更

九

3

2 `行 に 前十土 は 係項六地 土 るの条改 地 地市の良 改域町 良 そ村 のは 事 業 他 農土林地 (を廃 水改度 止 省事 ようとす 令業 で計 定画 めに る るつ 合 重き 要土 に は な地 部 改 あ 分良 5 を 事 変 業 か ľ 更の

し施

 \otimes

うち 止めしる一土事合そ後 にたなも部地業にのの 曲 ら又て域 良 告 そ 業 て を は 事 L \mathcal{O} には、その各点では、その各点では、その各点では、その各点では、そのを更然には、そのを更然には、そのをとなるとなるとなった。 業係を て、 並廃併は規 者内そ 土 \mathcal{O} 地 び止 せ そ後良地規係 同 あ廃併 て 世で改 良地規係施 の体画 る す他構の 行 地係 施 良 L 必 成 る 事 て 行 土 要 業 に、 構 地 11 かつ L 及 をその施 つ、 て 0 良 後 良以に 計 す る 土 改 び び その事 る 施 事 上係 画 良 廃 項規 1 つ農 のる土土 る 業の 土 行 \mathcal{O} そ 業の \mathcal{O} 必 合 五. 改 約林 事 止 \mathcal{O} 変のの 業 良 変 地 に 変 業 要 水 地地改改の日 協第 更 改 係 廃 更 施 が は理 事 合 係 土 産 後 良 る に 同七業に 由地 更 る 止 行 あ 0 省 その 良事業 よに 良 そ (の 現 のの 事 地 組項 地 る (改 す 総 場 そ 業域とそる 事 合 会 0 良 る で そ 変 業 掲 合の き そ 各 必 0 定 議農げ の現 更 に施 つ該の地 をの あ はの 土 8 るそ各にあ行い当施域に併施権の土二つにてし行)係せ行 名 決業 9 変 地以の る て を 係せ行 更 称 改 上廃 係る地にないこ は後及良の止 経同利施地以て に内 る てに き な組を行改上は、 各施係 のび 事 土 係 合 有に 良の る 土 行るそ規廃 地 き れ連す 合 0 に 7

な

前十土 項六地 の条改 事 の変

九

2 第 又に は 係 るの条改地市の良 土 地 改 域町三 良 そ村 のは、 事 他 を 農 土 廃 林 地 水改 止 産 良 ょ 省 事 j 令 で 計 す 定画 る めに る 0 合 重き に 要 土 な地 部 改 あ 分良 を 5 事 変 カコ ľ 更の し施

ば土行て以にのをる域こな地には上あ廃併土内とら改係、のる止せ地)と がそ良つ、更地 、各しる必林良場 あ変業、そのに て 改 土 土 日 要 水 事 変 のに 良地地い及な る 業 産 業 にの場 な لح 更のそ各 な良るそ 同 土に て改 お 事改改るび事省に き後 区地の 意地係施良土る うの土 い業良 良場廃項令 0 更 に産 てニ き、 る行事地地はのち 地 が域変をに 変 計 事 事合止 で あ省 そに、 つ各 更改 の更 業改域 画 業 業に 定 \mathcal{O} に 令 \mathcal{O} 0 し き をそ その 土 て \mathcal{O} 良 後 良以に 計 には理 7 全 土 \mathcal{O} \otimes の施 か第 地 い施 事 そ の事 上係画 地 る \mathcal{O} 土 由 いは 定 \mathcal{O} 0 ときに 土 行 のそ業のるのき、変のの土土変、 業の て二 又 土 改る 改 変 地 8 行 地の係の変更 の現 良場にの 変 更 良 る 改係更施う地地の 土 12 事合係廃更 そ各に ところ 良以の 事 後 業にる止後 規 業あの 地 土 事 上 事改定には地のの事地業良すつ、城場そ業域 そ よに 良場名地以の 業 良 0 土 域場 そ 事事合称改上廃て 土 そ 良 す 0 業 域 り係の 地 土後 きその 合のににそる変 地の計事る 業業に及良の止は改 う 地の ょ の現に ち改土 改地画業資 施つ該の地更をのあび事土の変 良 良区に計格そ各にあ行い当施域に併施つ廃業地場更事区の係画をの土二つにてし行)係せ行て止の改合後業 そ 良地 \mathcal{O} 事 改 土 全るの有施地以て係はなに内るてにはの部十変は行改上はる、い係、各施係、理 う 良にのの 変 良地 い係(各施係こる土行る 理ち事あ全計 同 部土変す行改上はる 更 を事改 意 又地更るに 良の 地そ 土行るそ由そ つ体画 業良 と地れ地す地の は改の者係事土そ域の のをて構の 係せの事 一良場の 業地のに 該 と域ら改る域変 を廃併は 成 概 る る 当なのの良場 の良場(更公止せ、)土事合そ後告にて廃そ 三 地の改廃含 部事合 要各 う良止めしる一土事合そ後告にて廃そ及土行のち事にたなも部地業にののし係施止のび地す概 う良止め と業に分域 けすのあの れる施つ二内そ業係地いのが改には変土てる行す他農改る要変

な地には上あ廃併土内とら改係、のる止せ地)、なな良るそ同土にて改、な あの事き、 そ後改土土て 旨 要 水良場 変更後 業 のに 良地地い及な 産 事 合 のそ 各お事改改るび事省 にの場林 う変地で計 区地の意地係施良土る 良良場廃 項令 には変 水 地で 行事地地はの 計事事合止 を、 に る で 0 に産 つ 各 土 そに、 業改域 更 改 業 業 定 画 にの ての良 その 後 良以に 計 には理 全後 を \Diamond つ令 地い施 事そ の施その事上係画 のか第 9 由 地 各お ての る 又土つ、 のそ業の そ 改る行 業の 土 行 るの 土いは 定 改 条 良 の現 き 場にの 変 地 に 変のの土 土 変 良 8 更 改係更 そ各に 土に 合係廃 施 う 地 地 更 事 に 更 事 改 る 改 るに ち改改のの 後 良 地規 業 る 行 土 業あ 良 止 良以の には地のの事地 ょ そ良 に 良場名地以の 事 改定 0 事 上 \mathcal{O} 域場そ 業域 り係の 事 合 事 称改上廃 T 土業 土 業 良 す 0 更 ににそ るきそ 合の 変 業業に及良の止 土後 計 事 る は 地 \mathcal{O} つ該の 更 をのあび 改地 画 業 資 の現に 施 地 事土の 変 改 う 地の ょ 格そ各にあ行い当 施 域に 併施つ廃 業地場 更 5 に 計 良 改土 ŋ て L て止 の改合後事 の係 画 を \mathcal{O} 土 つに 行 係せ行 そ 良地 施地以て係はな に内る には Š 全る の有 7 \mathcal{O} 良にの 業 \mathcal{O} 事 改 +5 理 土 す 行改上はる い係 (各施係 、 こ土行る 各施係 事あ全計 変 業 良 地 こと 由そ 又 地 更 る に 良の 地そ る 業 を 事 改 意 つ体 画 7 は改の者係事土そ域の 地れ地す地の のを 構 業 \mathcal{O} 良 良場のる業地のに 該と域ら改る域変を廃併は成概 Ł 係せの事 三 合 地の改廃含 当なのの良場 更公止 要 部事 廿 る て う る 土事合そ後告に 業に分域 良止めし て廃そ 及各 施画計 たな も部地業にののし係施止の け すのあの 事に び 土 行の画 て、 _ そ 業係地いのが改には変 0 内 土 る行 す他 農地す 概の て以にのをる域こがそ良つ 更 地 各しる必林改る要

,6 (略)

3

3

三るあの「組し定者組と条のる三第合、すで合、 あて条り、第 、ら条五項 *y*, *y*, する員第 条のる三 第 第第第 合 は土第一 員そ 四八六 一地土で 掲十第該該規 一項又の資のに 項十十第 で項若は者格事対十び十並七五 げ八七 土組定 のはの定 条項地合す地そ中し -六に条条条での 条第条にのまか 第同る 准のを業し 第中改員る改の「く にのまかかま第 条 第 一 百 マ <u>ニ</u> と 資 良者組は 良 六 第 第五 5 事第二 者項第 格 区 一九 作を有するな 事業の施行 の第三条に に ことあ 第八十三条 三員が あ 揭項 項 \mathcal{O} Ŧī. ※中「そのの のであるのは とあるのは とあるのの 及び 理 る有の +七 事のす とめる第条、 五. 段七項 ま のは十第あそが係定改るはと農内そ地中十定第の第は「二二るの、るす良の「し林にの区「六を十四五「第条十の者そ地る事は第て水あ事内規条準九第十 で、 及条及第 てバ 0 第 第第第項 る業に約の用項一七土にあ」三す及項条 前 五 の八は 五六五五の スティス では、 一年では、 一本では、 十 二 条 \neg 第 第 当 一該第にあ係行 と定同定つて地る項、す条めき利にの中 本第第第 ょ す条めき利にの中の十項第文九五八り 土地のる第る第五を地にを地三者五も三を つは 「場項及五 「定款」「条例」 き、 「あの 地三者域十二 に 条地に び十第ま 第 第八五 お九四条十 とい十項か七第一第改

か十事 げ八七土組定 のはの定 双して」とある 一項から第二項 一項から第三項 で、第二項 のまかかま第 祖合員が経帯である。 るもに 六者項第 区 員る 九 あ項一項十第第る中条及三八八 五第 \mathcal{O} と益を が、項 \equiv 理 る 有の 八八項十 七事のす施条 をそるの「第び条十十ま る 五項四第 に土とる限の地はそ三規地あの度他域「の項 スと農内で、第一の区と で、第一の区で、第一の区で、第一で水あります。 第 の八七 条 前十一の で 者 るの 五. に 者のは十第あそが係定改るは で 及条 るの るす良の _ 条十の者そ地る事は第て、の人は、 そ地域内によって明 一項によって利 「同項」と 一項によって利 によって利 によって利 によって利 によって利 にかった。 水あ事内規条準 九第 十 第第第 第 第項 る業に約の三十月項及 見前五の八は 七 五六 条 及項 十項 十項 _ 第 第 当 七か条か定 第 二 二 い六条 該第に 条ら らに 第項項市五係るものるもの _ 本第第第 ょ 条めき利にの中の十項第文九五八り 土地のる第るる第七地にを地三者五七年 と 益つは 場項及五 村 にを地三者五の条で、条が「定を地三者五の条で、条が、条が、条が、条が、のからになった。」 は、「ない」 は、「ないい」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ないい」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ない」 は、「ないい」 は、「ない」 は、 「あの条地にを地 び十第 に まう あ掲 前る 第 を に第第 第 9 八五 土 六 お九四条十 るげ 条の 項のる第はと項 と第あに条 とい十項か七第

で第項ると事の及項とを三び規第れ七条条一六中と、項はび中あ負十第程一ば条中第 `四第 市 七 町 とも と 項 都に る担六 項 玉 「 第 _ を 道つあ九第の あ 事 法 項 第 し条項定中 はるのと、 計 及 あ第請 当都の び項 八 道は第第 が と理の項 後 項 及十該 几 めの条百か十 に規定 八十項 の中 び 八 市府 一八 規は び項 十三条 \equiv 条町県第 す 項 第 る地営 六 第 程 び 必 第か 第村は九七条 の改土 市 る 六 5 <u>+</u> <u>-</u> 都 要 五を る 地町と、 لح 前 定 用の す の項 +条八め 更 事改村 改村、条良の同ま 六る 用緊 あ \mathcal{O} 項はか九 府 一項中 の五第一項中 の表第二項中 の表第二項中 の表のは「第上 _ّ ح Ξ が 十者 項は排 急 県 中 る ら項 第四で一、三条そ項第 の八中の $\perp \mathcal{O}$ 水防 知 ま 「議事」に現る。 第六十条、 での土地改 での土地改 での土地改 での土地改 での土地改 でのは そ あ事都請九 る 施災は条 で 第二 第決計か項「事八を画ら中第項 \mathcal{O} あ農設 に道 工 及 - 「土 組条、」 の議し、 の議し、 き 事農計 事 第 まび る 条経を第 の用 八項 一七には つ決中る は 第二 防 定九第条つ関てを し知は並 +لح 変 は用林画 て 排水及と、 応め十八第い係は経あは第十 更 災 良 第条な事嘱びあ 項」と事と 一項」と事と ら「八三事か第十条業 て て 後 工 市関 六例けの託 同水産び に る かとじ 町 係 لح 0 事 項 施 省 当の + をれ認 \mathcal{O} 村都 予 令該四第 九七 のに あ一 可 十条三六の第 で土 第 八あ計あ四か第 長道 る 画 要 2 +る 画るま ら五同と府 す の第 及 で前項条協知要なの。 をではとまび四すなる二 をある二 め改項七の る る 五五 条は定は 予 緊 予る良 第項費 「項管同な五十十 定も事との 用第及理条け十五 ーめ

で」とあるとともになると、都道の 事の及項とを三び規第れ 項はび中あ負十第程一ば 、四第 市 項はび中 一町 七 五. 村は、 に「第「るの よ同 都に 担六 を 五. 項 第 L 条項定中 なるのと、 た第並め 及 五第 画そ び項 八当都の る 十該道は第第 変 が後項第 及 の項に の項 五条から前条の三」と、第古十三条のといった。 更 八 規 他 あの び 八市府 び項 す 第 条町県第 十項る地営 る 項 規 六 第 程 び カコ 第村は 定十 る 九七 の改 五を る 十の、十条とは、九歳応六のあっ 用の な 合 す +定 用緊 事改村 の六 条 る 八め 府項はか九 第項会急条八中の工の 五る必業 十者 急 良の同ま \equiv 第 が 項は排 る ら項 の八中の 水 耐 ま そ _ 議 事都請 る 施震 は条 九 で 第決計か項人を画ら中 工 に道 及 こあるの 緊 業 事 協 計 第地組百改合 地組条は議改合、上 用 は 八項 لح は用林画 + し知は並 -七条の 更 排水及 + 良 員第条な事嘱び あ いて」と、同な時間のでする。 ら「八三事か第十条業 後 \equiv 六例けの託 司 水産 び条 る 施 省 当の 条五項 と + をれ認 0 ľ 予 令該四第 九七の に あ 可 は あ計あ四か第 八 \Diamond 十条 を 定 画 で 土 る 0 十る る ま すの 及 定地 画 で 前項条 定は 条及第 る る び \mathcal{O} め改項七の 五. るも 予 費 「項管同な 方 予 良 条は定は 「め」とまび四す事なる \mathcal{O} 用第及理条け

すの同」項とる場項と、あ し条第 九 7 土 の合にあつてはな」と、「第六項、 十条 更 第 る 地 八 0) 土 る 項に規定する者」と、「対する負条第四項中「前二項に掲げる者」八条第二項に規定する手続)」とにあつては、これらの手続のほかにかつま続(第六項において準用と、「手続(第六項、第十三項又は 項 七 改 他 第項は、「 国 の徴 良 地 \mathcal{O} その 地 は収 一必 事 及 改 いする金 第 業に び るな 改 土 良 良区 十二 都道 事 要 緊 事 急防 地 (に規定する手続)」とあ な あ 項 地改良区かる金銭、夫役員 一その 十項、 事 府県を除く。 つては関 又 の他の あ 項 は つて 工 事 る止 16、 い者」とある いら、その[又は は関 計 す 画は || と、「必要は「市町村の登場」と、原止の開) | |と する負担 現品 係 都 تا ك る同の意 こ」とあ 道 とあるのは「なかる第四十二とあるのは「ない。 『項」とある同条第二-担 読 府 はを一、得 み 金 県 ボス 第四十八多 第四十八多 において 手続っ 「土地地のは 土 替 知 要 理 えるも て す 事 な 会由 地 る十る のそ で 改良区から と、第九十 と、第九十 <u>ک</u> ح 手続」と、「準用」 あの項 項議の 0 は中 に 決 他 第の「前の「第一 とす 道に 経林 用項 項 県 7

2 \mathcal{O} 防 前 規 五. 災 項 第一 定 工 に を 事 お 準 項 計 11 用 の画 て 急工事計画については、第九び前項において読み替えて進み替えて準用する第八十七条 九準条 一十六条の二第六半の四第一項の関 六七緊

(事業)

百 + 条 0) 九 連 合会は、 次に 掲 げ る 事 業 を 行 うこ لح が で き る

会員 指 導 そ 次の 0) 号 行 Š 他 カュ \pm \mathcal{O} 5 第五 地 援 改 号良 までに 事 業 主 お 11 地 改 て 同 良 ľ 事業に に 附 関 帯 する す る 技 事 術 業 的を

三〜五 (略) 二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の

する第八条第一の場合にあつて同項」と、「平 第九十条第四項中「前二項に掲げるする第八条第二項に規定する手続)の場合にあつては、これらの手続の同項」と、「手続(第六項においてし、「第六項、第十項、第十三項 とあ _ 他 項 しと、「第六点、第七項、第七項、第七項、 土 \mathcal{O} 者 地 改良事業にあ 他 立. **国** 改良 及 地 地改良区そのない は「土地改良I いする金 第 び 定する者」と、「 な 、第十項、十二項、 都 事 道 業 急 項項 改良区、夫に 府 つては関 耐 又 県 項 あ 震 は を 他 夫 役 に つて 第 あ廃 工 除 0 + 0 カコ 事 る 止 ं 文は 者」とあ 5 六い 係 は 計 \mathcal{O} す 子続のほか、 て」と、 対 項 市 関 画は る ける者」とあるのは「毛統のほか、第六項におれて準用する第四十八) 」 と読 項又は その 現品 する負担金 町 係 旨 村 都 るの と、「土 は前 !長と協! 同 町 廃 道 意 府県 前 同 村 項」とあ 止 たを 必 条 み替えるも は ことあるのは 項」と 知事と 要な 土 議 第 議 理 て」と、 するとともに」 숲 由 地 る 地 +のそ お人い条 改 手お あの項 改 る 項 議の _ 良の第区は三 良 る は中 に 0) 都 決 他 で 第一 で 前 項 「 第一 区そ と、 لح 区は 第 道 0 を農 一 元 か 「 十 の 十 ら 対 六 す +い経林 府 7 7

項条急 の五第の五第二 \mathcal{O} 前 規定を準用の表別である。 項に お 計して 用 \mathcal{O} 応急工 す る 4 替えて 事項計に お準 画 画について おいて読み 用 する 第 替えて準用 八 は、 + 第 七 九 条 七緊

2

(事業)

第 百 十 条 \mathcal{O} 九 連 合 会 は、 次 E 掲 げ る 事 業 を 行 うことが で

な指導 会員 次号行 そ 0 から第四日 他 \mathcal{O} 援 四段良 ま 事 で 業 に (土地 お 11 改良 て 同 ľ 事業に に関 附 帯 す する事 る 技 術

工

四 (略)

	ができる。 関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託すること 関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託すること 4 全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に
	に次ぐものとする。3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権
	る。
	う。)を発行することができる。 以下この条から第百十一条の二十四までにおいて
	受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債掲げる事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を
(新設)	第百十一条の二十二 全国連合会は、第百十一条の九第六号ロに(長期借入金及び全国土地改良事業団体連合会債券)
2 (略)	2 (略)
	及び償還の方法れ又は同項に規定する債券の発行並びにそれらの方法、利
(新設) 一〜四 (略)	五 第百十一条の二十二第一項の規定による長期借入金の借入一(略)
ならない。	な一点
(総会の義央)	(総会の義夬)
	施設の管理を適正に行うために必会員(会員たる地方連合会の会
(新設)	イ
五 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導	(削る。)

(余裕金の運用) (余裕金の運用)	ばならない。 「信券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければ、 (償還計画) (償還計画)	ることができる債務を除く。)について保証することができる 「大きなの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八を回していかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国に対する政府の財政援助の制度は、(債務保証)	で定める。 「前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令準用する。」 は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について
(新 設)	(新 設)	(新 設)	

第百三十六条の四(略)第百三十六条の四(略)	うこととすることができる。 第百三十六条の三 第百十一条の二十八において読み替えて準用第百三十六条の三 第百十一条の二十八において読み替えて準用の値による農林水産大臣の権限に属するが第百三十六条の三 第百十一条の二十八において読み替えて準用の (都道府県が処理する連合会に係る事務)	(財務大臣との協議)	第百十一条の二十八(略)(準用規定)	第百十一条の二十七 (略) (清算中の連合会についての破産手続の開始)	第百十一条の二十六(略)(解散)
(権限の委任)	うこととすることができる。 第百三十六条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する ずる第二十九条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する が第百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する が第百三十六条の二第四項の規定並びに第百三十二条第二項及 のは、	(新設)	第百十一条の二十三(略)(準用規定)	第百十一条の二十二の二 (略) (清算中の連合会についての破産手続の開始)	第百十一条の二十二(略)(解散)

一第七十六条の二第代表者を含む。)は、一九の規定により選任さ 変更後 百 . 表者 の規定により選任された理事の職務を行うべき者 第七十五条第二項の 兀 でする 一十三条 (民事 般 仮処分命令により選任された 社団 次に 保 全法 法人の 掲 げる場合には、 (平成元年法律第九十一)規定若しくは地方自治法第二百六十条の般社団法人及び一般財団法人に関する法により選任された理事若しくは代表者の職 百万円以下の過料に処する。 理事若しくは組織変更後認可 土: 地改良 号) 区 0 第五 役員 五十六条に可地縁団体の 若しくは仮

反し らの規定を第七十六条の十六において準用 定する組 第七十六条の二第一項、 て第七十六条の二 第七十六条の二第四項又は第七十六条の 織 感変更の 手続をしたとき。 第 同条第二項若しくは 項又は第七 + ・六条の ボのトニットのようによった。一川する場合を含む。一川する場合を含む。一川なる。 十二 の 十 二 第一 規定に 項 に違

る場合を含む。 を 怠り、 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六に 又は不正の公告若しくは催告をしたとき。 <u></u>の 規定による公告若しくは 催告を お 1 ですること

匹 録を備えて置かず、 る場合を含む。)の規 第七十六条の七第一 第七十六条の八第一 その書面若しくは電 の書面若しくは電磁的記録に記載し、焼定に違反して、書面若しくは電磁的記項(第七十六条の十六において準用す 項の規定による登記をすることを怠 又

若しくは記録すべき事項を記載せず、若しく

は

記録

せ

ず、

五. る場合を含む。 虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 第七十六条の 正 当な 理 由 が 以 八 下この 第一 な 1 項 0 号にお に、 (第七十六条の 同 項各号に V` て同じ。 十六に 撂 げ る請 \mathcal{O} 規 お 院定に違反しいて準用する 求を拒んだ

円 良百 以下の過料に処する。以下の過料に処する。四十四条 次に掲げる場合には、 は監 監事又は清算人は、二土地改良区若しくは土 二土 方 改

(新設

第 良 百 以下の過料に処する。 || 区連合又は連合会の 合に 理 事 お 若しく V ては、 は監 監事又は清算人を二十万土地改良区若しくは土地 円改

第二十条(第百)の規定に違反したとき + 一条の 三 十 八 に お 1 7 準 用 す る 場 合を

五四 +したとき。 第二十四 水の二十八 六条第一 - 「において** ・四条第二項若しくは第₁ 単用する場合なは第二十七条 百を含む。)の場象(これらの規究) 規定第 次定に違 る一項、

違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林水産省令に場合を含む。)の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保第二十九条第一項(第百十一条の二十八において準用する の記載をしたとき。

場合を含 第二十 古む。)の5 規定に違反して書簿の閲言項(第百十一条の二十八 覧に をお 拒い λ て んだとき。

二十八において準用すれ 第六十九条又は第七八 (略) す項を記載 は記録を記載 の書

含む。)の規定に違反、十一第七十条(第百十

ならない場合において、 の 二 十 第百 兀 0 規 条 定に の二十二 により 農林 その認可を受けなか 第 水 項 産 若 大臣 しく 0 は 認可 第 兀 を受け 0 項 又 は なけ 第百 れ十

したとき。

第百十一条の二十五の

規定に違反して業務

 \mathcal{O}

余裕金を

)の規定に違反したとき (第 百 + 条 0) に お 1 7 準 用 す る 場 合

五四

十一条の二十三年第二十六条第一章 反 したとき。 第二十四条第二 の二十三に 三において準四一項若しくは第二項若しくは しくは は第二十七条 用 する場合を含 を含む。) は 第二十五 の規条 規定 定を に第項 違百

違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、共存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林場合を含む。)の規定に違反して書簿を備えず、共場合を含む。)の規定に違反して書簿を備えず、共場合を含む。)の規定に違反して書簿を備えず、 若しく とくは虚にはない。

七 場合を含む。)の規定に違ら偽の記載をしたとき。 違反 + して書簿の 条の二十三に 閲覧を お 拒 んだとき。

九 第六十九条又は第七十一条 (こ) カ (解) ハ (解) 第七十条 の規 定に違 (第百 反 +して土地 間内に債権者に :載若しくは記録をした:録すべき事項を記載せ 十三において準用する場合を 改 良区 一条の二十三におい む。)の書類でれらの規定を答 の残余財 弁済をしたとき。 したとき。 ず、 又第百 産 を分 若しくご 配 7 L は記の 用

新

新設

略

第百四十五条 (略)	第百四十六条
十四 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。	を除く。)をの規定による
たとき。	る公告を除く。)をせず、又は不正の公告をしたとき。七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定によ十五 この法律の規定による公告(第七十六条の三第二項(第